

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（変更案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 目 次</p> <p>I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性</p> <p>第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施</p> <p>1 制度上の区分に応じた保護及び管理</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方</p> <p>3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進</p> <p>第三 特定計画制度の推進</p> <p>1 特定鳥獣の適切な保護及び管理</p> <p>2 (略)</p> <p>3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用</p> <p>4 (略)</p> <p>第四 人材の育成・確保</p> <p>1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保</p> <p>2 (略)</p> <p>3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用</p> <p>第五～第十二 (略)</p> <p>II 希少鳥獣の保護に関する事項</p> <p>第一 希少鳥獣の保護及び管理</p> <p>第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項</p>	<p>鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針 目 次</p> <p>I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題</p> <p>3 鳥獣保護事業の実施の方向性</p> <p>第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施</p> <p>1 制度上の区分に応じた保護管理</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方</p> <p>3 鳥獣保護に関する調査研究の推進</p> <p>第三 特定計画制度の推進</p> <p>1 特定鳥獣の適切な保護管理</p> <p>2 (略)</p> <p>3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用</p> <p>4 (略)</p> <p>第四 人材の育成・確保</p> <p>1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保</p> <p>2 (略)</p> <p>第五～第十二 (略)</p>

<p> <u>1 計画の対象とする鳥獣</u>  <u>2 計画の期間</u>  <u>3 計画の対象地域</u>  <u>4 保護又は管理の目標</u>  <u>5 保護事業又は管理事業</u>  <u>6 計画の記載項目</u>  <u>7 計画の作成及び実行手続</u>  <u>8 計画の見直し</u> </p> <p> <b>Ⅲ <u>鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項</u></b>  <b>第一 <u>鳥獣保護管理事業計画の計画期間</u></b>          第二～第三 (略)  <b>第四 <u>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</u></b>            1 <u>鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</u>            2・3 (略)            4 <u>鳥獣の保護を目的とする場合</u>            5 <u>鳥獣の管理を目的とする場合</u>              6～8 (略)  <b>第五 (略)</b>  <b>第六 <u>特定計画の作成に関する事項</u></b>            1～4 (略)            5 <u>保護又は管理の目標</u>            6 <u>保護事業又は管理事業</u>            7 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u>            8～11 (略)  <b>第七 <u>鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</u></b>            1～3 (略)            4 <u>鳥獣管理対策調査</u> </p>	<p> <b>Ⅱ <u>鳥獣保護事業計画の作成に関する事項</u></b>  <b>第一 <u>鳥獣保護事業計画の計画期間</u></b>          第二～第三 (略)  <b>第四 <u>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</u></b>            1 <u>鳥獣の区分と保護管理の考え方</u>            2・3 (略)            4 <u>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</u>            5 <u>特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</u>            6～8 (略)  <b>第五 (略)</b>  <b>第六 <u>特定計画の作成に関する事項</u></b>            1～4 (略)            5 <u>保護管理の目標</u>            6 <u>保護管理事業</u>              7～10 (略)  <b>第七 <u>鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</u></b>            1～3 (略)            4 <u>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査</u> </p>
---	--

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1・2 (略)
- 3 保護及び管理の担い手の育成
- 4～6 (略)

第九 その他

- 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
- 2～7 (略)

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- 1 目的
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

- 1 背景及び目的
- 2 対象鳥獣の種類
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

- 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

- 1 関係地方公共団体との協議
- 2 利害関係人の意見の聴取
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告
- 4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き
- 5 国の機関が実施する場合の手続き

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

- 1・2 (略)
- 3 保護管理の担い手の育成
- 4～6 (略)

第九 その他

- 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題
- 2～7 (略)

<p>1 <u>委託先の考え方</u></p> <p>2 <u>委託契約のあり方及び考慮すべき事項</u></p> <p>3 <u>従事者証の交付</u></p> <p>第五 <u>夜間銃猟の実施に関する作業計画</u></p> <p>1 <u>夜間銃猟の委託と作業計画の作成</u></p> <p>2 <u>夜間銃猟の実施手続き</u></p> <p>第六 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価</u></p> <p>I <u>鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</u></p> <p>第一 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方</u></p> <p>1 <u>基本的な考え方</u></p> <p>鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても<u>誇り得る</u>ものである。</p> <p>しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の<u>個体群管理</u>、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の<u>保護及び管理</u>の一層の推進が必要となっている。</p> <p>特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が起こっており、たとえ環境収容力内の生息密度であっても、生態系や農林業等への被害が深刻な状況となってい</p>	<p>I <u>鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項</u></p> <p>第一 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方</u></p> <p>1 <u>基本的な考え方</u></p> <p>鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても<u>誇りうる</u>ものである。</p> <p>しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の<u>個体数管理</u>、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の<u>保護管理</u>の一層の推進が必要となっている。</p>
--	--

る。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。

さらに、環境省及び農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息頭数を10年後（平成35年度）までに半減することとした。また、同じく両者は、平成26年4月の「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すとした（いずれも侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む）。今後、これらの考え方を踏まえた鳥獣の管理を強化することが必要である。

こうした状況に対応するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」が改正され、平成27年 月に施行されることとなった。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となった。以下、本指針（以下「基本指針」という。）においては、改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「法」という。

なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理や生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環

境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けている。本基本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の定義による用語として使用するものとする。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。

さらに、鳥獣の保護及び管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。

さらに、鳥獣の保護管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体

の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという、鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

## 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

### (1) 鳥獣の保護及び管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系、生活環境、農林水産業等への被害が一層深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。また、餌の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。

このような状況の中で、46都道府県で131の特定鳥獣保護管理計画（平成26年4月1日現在。改正前の鳥獣保護法に基づく計画。）が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展してきたが、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布域の大部分で特定鳥獣保護管理計画が作成されてきた一方で、その他の種については、計画策定が効果的と思われる都道府県においても策定されていない場合がある。また、特定鳥獣保護管理計画に基づく科学的・計画的な保護管理の推進により、計画の策定や評価のための継続的な調査や、個体数調整のための捕獲

群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

## 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

### (1) 鳥獣保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が一層深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。また、餌の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。

このような状況の中で、46都道府県で117の特定計画（平成23年4月1日現在）が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、クマ類及びニホンザルでは生息分布域に比して作成数が少ない等、種によって差が生じている。特定計画の達成状況については、種によって傾向は異なるものの、作成後、年数を経ている計画では、作成時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もあ

や被害防除対策が進んでいる地域もあり、一定の成果がみられるが、多くの都道府県では、個体数の減少や被害の低減といった特定鳥獣保護管理計画の目標の達成に至っていない。これは、目標設定の方法や目標達成の手段に課題があることに加え、モニタリングやその結果を踏まえた計画の見直しが不足しているためと考えられる。さらに、目標達成の手段としての捕獲については、狩猟者登録をして行う狩猟や農林水産業被害対策として行う捕獲に期待する計画が多く、本来都道府県に求められている個体群管理に必要な調査や捕獲が十分に進んでいない場合もある。このため、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることに加え、これまで以上に計画策定者である都道府県による主体的な対策の実施が求められる。加えて、鳥獣の保護及び管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す順応的な保護及び管理の推進が求められている。

また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護及び管理については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣の保護及び管理が課題となっている。広域的な保護又は管理の指針（以下「広域指針」という。）については、現在作成されているのはカワウ2地域、クマ1地域、ニホンジカ1地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。

平成26年の法改正により、従来の都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画は、都道府県知事が定める

ア その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）

イ その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）

及び、環境大臣が定める

る。一方で、特定計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進行管理が行われていない等の課題もある。このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す順応的な保護管理の推進が求められている。

また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護管理については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣保護管理が課題となっている。広域指針については、現在作成されているのはカワウ2地域、クマ1地域、シカ1地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。



ウ 国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画（希少鳥獣保護計画）

エ 特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画（特定希少鳥獣管理計画）

に再整理し、従来の特定鳥獣保護管理計画を、いずれかの計画として新たに作成することとなった。

これらの計画を適切に作成及び実施していくためには、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保が必要である。特に、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員に配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度の適切な運用等により鳥獣管理の担い手を確保することが求められる。

なお、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事が認定した認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の管理の担い手になることが求められており、その育成・確保が課題となっている。

### (2) 鳥獣保護区

国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年では指定箇所数が微減傾向となっている。鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の管理の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。

### (3) 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護管理員については、その新たな役割として鳥獣の保護及び管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が

加えて、特定計画の作成及び実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保が必要である。

### (2) 鳥獣保護区

国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年では指定箇所数が微減傾向となっている。鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。

### (3) 鳥獣保護員

鳥獣保護事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護員については、その新たな役割として鳥獣保護管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されてお

期待されており、専門性の確保が課題となっている。

#### (4) 狩猟

鳥獣の管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣の管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

#### (5) 有害鳥獣捕獲

地域ぐるみで、鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっており、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。

また、わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行い、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められている。

#### (6) 国際的な取組の状況

渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、条約・協定の締結に向けて取り組んでおり、これらに基づき、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や共同研究等を進めている。また、これまでに「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努めてきた結果、アジア太平洋地域におけるシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、渡り鳥及びその生息地に関する普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展してきた。平成18年には、当該地域の渡り鳥保全を更に推進するために同戦略は発展的に解消され、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナー

り、専門性の確保が課題となっている。

#### (4) 狩猟

鳥獣保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、網やわなの適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

#### (5) 有害鳥獣捕獲

地域ぐるみで有害鳥獣捕獲の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっている。また、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。

#### (6) 国際的な取組の状況

渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、条約・協定の締結に向けて取り組んでおり、これらに基づき、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や共同研究等を進めている。また、これまでに「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努めてきた結果、アジア太平洋地域におけるシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、渡り鳥及びその生息地に関する普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展してきた。平成18年には、当該地域の渡り鳥保全を更に推進するために同戦略は発展的に解消され、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナー

シップ」が発足している。

さらに、平成24年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」第11回締約国会議までに46か所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。

しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。

(7)・(8) (略)

### 3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性

上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護管理事業を次のとおり実施するものとする。

#### (1) 生物多様性の保全

鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用及び捕獲等事業の実施等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護管理事業が適切に実施されなければ、ニホンジカ等の増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与え

シップ」が発足している。

さらに、平成20年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」第10回締約国会議の開催までに37か所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。

しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。

(7)・(8) (略)

### 3 鳥獣保護事業の実施の方向性

上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。

#### (1) 生物多様性の保全

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保

る。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、更には休猟区や法第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

① 第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護

全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように地域個体群によっては生息域の縮小や分断等により地域的に絶滅のおそれが生じているか、又は減少する可能性がある鳥獣については、安定して存続可能な個体数を回復又は維持できるよう、生息環境の整備や捕獲等の制限等による保護の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、都道府県は第一種特定鳥獣保護計画を作成して、適切な保護の推進を図るものとし、第一種特定鳥獣保護計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第12条第2項に基づく鳥獣の捕獲等の制限等の活用を図るものとする。

また、希少鳥獣については、国は必要に応じて希少鳥獣保護計画を作成して、希少鳥獣の保護を図るものとする。

② 第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理

保護地区、さらには休猟区や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

ア 特定計画による鳥獣の適切な保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導する等、適切な鳥獣の保護管理が必要となる。

一方、全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、全ての在来種が安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣について都道府県は特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、在来種の場合にあっては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要となる。

また、希少鳥獣であっても、局地的な生息数の増加により、農林水産業等被害が深刻であって、計画的な管理を進める必要がある種もある。

このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条に基づく第二種特定鳥獣に係る狩猟の特例や、法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用を図るものとする。

また、希少鳥獣については、国が必要に応じて特定希少鳥獣管理計画を作成して、特定希少鳥獣の管理を図るものとする。

### ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化

国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）について、指定管理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。

### ④ 狩猟の役割とその適正化

### イ 狩猟の役割とその適正化

狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

#### ⑤ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

#### ⑥ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備

鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理の推進を図るためには、生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。

また、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の保護及び管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域における個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする。

狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

#### ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

#### エ 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備

鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。

また、保護管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護員、技術者及び鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、地域における個体数の推計等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。

(3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等

鳥獣保護管理事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。

特に、鳥獣管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り食肉等に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き替えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことも重要である。

(4) 関係主体の役割の明確化と連携

国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護管理事業の効果的な実施を図るものとする。

第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進めるものとする。

1 制度上の区分に応じた保護及び管理

(1) 希少鳥獣等

① 対象種

希少鳥獣は、法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又

(3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。

(4) 関係主体の役割の明確化と連携

国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護事業の効果的な実施を図るものとする。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。

1 制度上の区分に応じた保護管理

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第6項に基づき環境大臣が定めるも

はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。なお、都道府県は鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

## ② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努めるものとする。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、実情に応じた都道府県希少鳥獣を鳥獣保護管理事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護又は管理に努めるものとする。

の並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

国の希少鳥獣は法第7条第6項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

## ② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。



(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第7項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方にに基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1)・2) (略)

② 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るもの

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方にに基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1)・2) (略)

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な狩猟鳥獣保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

とする。

(3) (略)

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、都道府県等による生息状況及び生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害状況等の調査結果について情報収集を行い、被害状況や生息状況の動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定を行うよう努めるものとする。さらに、指定管理鳥獣の生息状況等や捕獲等の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種の見直しを行うものとする。

② 管理の考え方

従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐための必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。

都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

(3) (略)

なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、個体群管理を行うために必要な一定の範囲で鳥獣の生息状況を把握しながら、必要に応じて隣接県とも調整を図りつつ、捕獲等を行うことが適当であること、都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定者として、管理の目標を設定し、都道府県内において各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、必要な捕獲を主体的に実施することが求められていることから、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成することとしている。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県は、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該都道府県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。また、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、管理の基本的な指針を定め、都道府県等による生息状況及びその将来予測、被害状況等の調査結果に関する情報を収集する等して、全国的な観点から各都道府県に対し取組状況の評価や技術的な助言を行う等により、都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都道府県による協力連携体制を構築すること等により、全国的な取組の水準を高めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国の機関が管理する区域内で、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合には当該計画と十分整合を図りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

## (5) 一般鳥獣

### ① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

### ② 保護及び管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。

## 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

### (1) 広域的な保護又は管理が必要な鳥獣

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護又は管理の方向性を示す広域指針やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護又は管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の

## (4) 一般鳥獣

### ① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）以外の鳥獣とする。

### ② 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

## 2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

### (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護管理の方向性を示す広域保護管理指針（以下「広域指針」という。）やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣保護管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域

軽減を図るように努めるものとする。

(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣

半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ないか又は減少している鳥獣については、地域個体群の維持に留意すべきである。地域個体群の維持を図るため、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努めるものとする。なお、このような鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じており、被害防止のためやむを得ず捕獲が必要な場合においては、第一種特定鳥獣保護計画において、捕獲等の抑制に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。

(3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多いか又は増加している鳥獣について、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施や、必要に応じて捕獲数制限の実効性を高めるための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな管理に努めるものとする。

また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった管理に努めるものとする。

(4) 渡り鳥及び海棲哺乳類

国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護及び管理に努めるものとする。

① (略)

② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図

個体群の維持及び被害の軽減を図るように努めるものとする。

(2) 保護管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣については地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において特定計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな保護管理に努めるものとする。

また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった保護管理に努めるものとする。

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類

国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護管理に努めるものとする。

① (略)

② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護管理方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。

る。

なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護及び管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。

### 3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進

科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布や個体群動態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。

また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、登録狩猟による捕獲、捕獲許可による捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発等の鳥獣の保護及び管理に資する調査研究・技術開発についても推進するものとする。

また、国は、都道府県の協力を得て、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調

なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。

### 3 鳥獣保護に関する調査研究の推進

科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するためには、鳥獣の分布や植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。

また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、狩猟鳥獣及び有害鳥獣等の捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発等の鳥獣保護管理に資する研究についても推進するものとする。

また、国は、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調

査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

### 第三 特定計画制度の推進

#### 1 特定鳥獣の適切な保護及び管理

##### (1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護及び管理に努めるものとする。

##### ① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管

査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

### 第三 特定計画制度の推進

#### 1 特定鳥獣の適切な保護管理

##### (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

##### ① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の

理の実施に努めるものとする。

②・③ (略)

④ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。

⑤ 広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護又は管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。

- 1 広域的な保護又は管理の目的及び背景
- 2 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 3 広域指針の期間
- 4 広域指針の対象地域
- 5 広域的な保護又は管理の目標
  - (1) 現状
  - (2) 保護又は管理の目標
  - (3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方
  - (4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）
- 6 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
- 7 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事

実施に努めるものとする。

②・③ (略)

④ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。

⑤ 広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。

- 1 広域的な保護管理の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 広域指針の期間
- 4 広域指針の対象地域
- 5 広域的な保護管理の目標
  - (1) 現状
  - (2) 保護管理の目標
  - (3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れたな連携施策の考え方
  - (4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）
- 6 広域的な保護管理における特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 広域的な保護管理における生息地の保護及び整備に関する事項
  - (1) 生息環境の保護



<p>項</p> <p>(1) 生息環境の保護</p> <p>(2) 生息環境の整備</p> <p>8 広域的な<u>保護又は管理</u>における被害防除対策</p> <p>9 広域的な<u>保護又は管理</u>におけるモニタリング及びフィードバック</p> <p>10 その他広域的な<u>保護又は管理</u>のために必要な事項</p> <p>(1) 広域的な実施体制（広域協議会の体制等）</p> <p>(2) 特定計画及び都道府県協議会について</p> <p>(3) 普及啓発</p> <p>(4) その他</p> <p>(2) 技術ガイドライン等の整備</p> <p>国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、<u>鳥獣の保護及び管理</u>に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な<u>鳥獣の保護及び管理</u>、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。</p> <p>(3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック</p> <p>国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている<u>鳥獣保護管理事業計画</u>に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。</p>	<p>(2) 生息環境の整備</p> <p>8 広域的な<u>保護管理</u>における被害防除対策</p> <p>9 広域的な<u>保護管理</u>におけるモニタリング及びフィードバック</p> <p>10 その他広域的な<u>保護管理</u>のために必要な事項</p> <p>(1) 広域的な実施体制（広域協議会の体制等）</p> <p>(2) 特定計画及び都道府県協議会について</p> <p>(3) 普及啓発</p> <p>(4) その他</p> <p>(2) 技術ガイドライン等の整備</p> <p>国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、<u>鳥獣保護管理</u>に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な<u>鳥獣保護管理</u>、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。</p> <p>(3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック</p> <p>国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている<u>鳥獣保護事業計画</u>に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。</p>
--	--

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。

## 2 地域における取組の充実

### (1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護管理事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

### (2) 実施計画に基づく保護及び管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣の保護及び管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護及び管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。

## 2 地域における取組の充実

### (1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

### (2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについて

応じて、こうした地域での保護及び管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

### 3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該第二種特定鳥獣に関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、第二種特定鳥獣管理計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。

なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする第二種特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。

### 4 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の管理を行うものとする。

当該制度については、特定計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。

でも検討するものとする。

### 3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、特定計画の対象区域内の休猟区における特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該特定鳥獣に関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。

なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。

### 4 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。

当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。

#### 第四 人材の育成・確保

##### 1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保

鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣管理の実施に関する助言・指導が求められている。

都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合には、適切に実施するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む）を円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置することが求められる。

なお、国は、各都道府県においてこれらの者が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表するものとする。

地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、I 第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア 鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向

#### 第四 人材の育成・確保

##### 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

###### (1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。

地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I 第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、

上による、地域に密着した助言・指導体制の整備

イ 認定鳥獣捕獲等事業者や猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体群管理

ウ 都道府県や市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画などの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要である。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要である。

さらに、集落単位での効果的な捕獲の実施に当たっては、地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材が必要である。

国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材登録事業の仕組み等）の整備を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を受けられるよう、人材登録制度等の整備等の支援を行うものとする。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

地域に密着した助言・指導体制の整備

イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理

ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材

イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

## 2 研修等による人材育成

### (1) 国が実施する研修の基本的な考え方

ア 全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

ウ さらに、鳥獣捕獲等事業者を対象とした法第18条の2に規定する認定に係る安全管理及び捕獲に関する知識・技能等に関する研修について、必要に応じて支援をするものとする。

### (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。

イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。

エ 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材

オ 地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材

カ 上記ア～オの育成・確保を総合的に実施できる団体

## 2 研修等による人材育成

### (1) 国が実施する研修の基本的な考え方

ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

### (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。

イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体、認定鳥獣捕獲等事業者等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

都道府県は、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、その鳥獣捕獲等事業において、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能・知識が、一定の基準に適合し、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

をすることができるとして認定するものとし、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

国は、鳥獣捕獲等事業及びその認定の実施者である都道府県等を支援する観点から、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保、技能の向上等の支援に努めるものとする。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第五 鳥獣保護区の指定及び管理

### 1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努めるものとする。

#### (1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。

湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の

## 第五 鳥獣保護区の指定及び管理

### 1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護管理に努めるものとする。

#### (1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅱ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。

湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の



指定に努めるものとする。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

## (2) 保護に関する指針の充実

近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努めるものとする。

## 2・3 (略)

## 第六 狩猟の適正化

### 1 基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体群管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣の管理に果たす公共的な役割が

指定に努めるものとする。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

## (2) 保護に関する指針の充実

近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた管理のための計画を作成して適切な保護管理に努めるものとする。

## 2・3 (略)

## 第六 狩猟の適正化

### 1 基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な

今後とも期待される。

狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。

しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の管理を更に推進することとする。

## 2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によって、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。

## 3 (略)

## 4 狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

役割が今後とも期待される。

狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。

しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護管理を更に推進することとする。

## 2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、狩猟者の鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理）、錯誤捕獲の防止、鉛弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣保護管理等に関する知識や技術の充実を図ることとする。

## 3 (略)

## 4 狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性のさらなる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟者団体等とも連携を図るものとする。

5 (略)

#### 第七 傷病鳥獣の取扱い

傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病鳥獣の効果的な救護に努めるものとする。

1～4 (略)

#### 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として

育成のため、狩猟団体等とも連携を図るものとする。

5 (略)

#### 第七 傷病鳥獣の取扱い

傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の効果的な救護に努めるものとする。

1～4 (略)

#### 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として

鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

#### 第九 (略)

#### 第十 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等への対応についても課題とされている。

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

#### 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

#### 第九 (略)

#### 第十 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等の管理についても課題とされている。

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

#### 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

## 1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

### (1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理の実施、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

### (2) 地方公共団体の役割

#### ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護及び管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府

## 1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

### (1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣保護管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

### (2) 地方公共団体の役割

#### ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。

県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努めるものとする。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。

#### イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護及び管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護管理事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体群管理、生息環境管理並びに被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。

#### (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

##### ア 事業者

鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。

#### イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。

#### (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

##### ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図

に図り、鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実にを行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護及び管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待

り、鳥獣保護の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待され

される。

## 2 関係主体の連携

### (1) 鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護及び管理すべき地域個体群に関連する国、地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

### (2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護管理事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及びその実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護及び管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。

さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体群管理に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護及び管理を進めるものとする。

### (3) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での保護及び管

る。

## 2 関係主体の連携

### (1) 鳥獣保護事業計画

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

### (2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。

さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体数管理に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護管理を進めるものとする。

### (3) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での保護管理の



理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

## 第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 (略)

### 2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

### 3 輸入鳥獣の取扱いの適正化

#### (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方

法第26条第2項に基づき定める鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

ア～ウ (略)

(2) (略)

4 (略)

目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

## 第十二 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 (略)

### 2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、Ⅱ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

### 3 輸入鳥獣の取扱いの適正化

#### (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方

法第26条第2項に基づき定める鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

ア～ウ (略)

(2) (略)

4 (略)

## II 希少鳥獣の保護に関する事項

### 第一 希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣は、国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣であるため、希少鳥獣に関する施策は、基本的には保護を図るための施策である。

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。

一方、近年、希少鳥獣の中には、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずるものとする。

### 第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

#### 1 計画の対象とする鳥獣

##### (1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成するものとする。

#### (2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成するものとする。

#### 2 計画の期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。

#### 3 計画の対象地域

計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定するものとする。

#### 4 保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定され

た目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

具体的には、下記のとおり設定するものとする。

(1) 希少鳥獣保護計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

5 保護事業及び管理事業

(1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

ア 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲や、新しい生息地の形成等を定めて実施するものとする。

イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するた

めの配慮を求めるものとする。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載するものとする。

#### (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施するものとする。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

##### ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法及び内容等を定めて実施するものとする。

##### イ 被害防除対策に関する事項

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

## 6 計画の記載項目

### (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目

希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

<p><u>1 計画策定の目的及び背景</u></p> <p><u>2 対象とする鳥獣の種類</u></p> <p><u>3 計画期間</u></p> <p><u>4 希少鳥獣の保護が行われるべき区域</u></p> <p><u>5 希少鳥獣の保護の目標</u></p> <p><u>(1) 現状</u></p> <p><u>(2) 目標</u></p> <p><u>6 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項</u></p> <p><u>7 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</u></p> <p><u>8 その他希少鳥獣の保護のために必要な事項</u></p> <p><u>人工増殖、放鳥獣等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。</u></p> <p><u>(2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目</u></p> <p><u>特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 計画策定の目的及び背景</u></p> <p><u>2 対象とする鳥獣の種類</u></p> <p><u>3 計画期間</u></p> <p><u>4 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域</u></p> <p><u>5 特定希少鳥獣の管理の目標</u></p> <p><u>(1) 現状</u></p> <p><u>(2) 目標</u></p> <p><u>6 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項</u></p> <p><u>7 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項</u></p> <p><u>8 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項</u></p> <p><u>モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。</u></p> <p><u>7 計画の作成及び実行手続</u></p>	
--	--

適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 関係地方公共団体との協議

希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において準用する第7条第7項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議するものとする。

(2) 利害関係人の意見の聴取

法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるものとする。

(3) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知するものとする。

(4) モニタリング

対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、都道府県等との連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

8 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングや既存の調査

結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

### Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

#### 第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日において、これまでの鳥獣保護事業計画は、鳥獣保護管理事業計画に変更することとなる。

#### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

1 （略）

#### 2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専

### Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

#### 第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により鳥獣保護事業計画を作成することが困難な場合には、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護事業計画を延長できることとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成29年3月31日までとする。

#### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅱにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅱにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

1 （略）

#### 2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専



門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1)～(7) (略)

### 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1)～(4) (略)

#### (5) 希少鳥獣生息地の保護区

Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6)～(7) (略)

門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1)～(7) (略)

### 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1)～(4) (略)

#### (5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6)～(7) (略)

4・5 (略)

#### 6 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### 7 鳥獣保護区の整備等

(1) (略)

(2) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する

4・5 (略)

#### 6 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### 7 鳥獣保護区の整備等

(1) (略)

(2) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

なおその場合には、鳥獣保護事業計画に以下の事項を記載すること

こととする。

- ① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方
- ② 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 希少鳥獣等

Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。

##### (2) (略)

#### 2 放鳥獣等

##### (1) 狩猟鳥獣

###### ① 鳥類

###### 1) 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必

とする。

- ① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方
- ② 鳥獣保護事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。

##### (2) (略)

#### 2 放鳥獣等

##### (1) 狩猟鳥獣

###### ① 鳥類

###### 1) 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必

要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要な個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) (略)

② (略)

(2) 希少鳥獣等

Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応するものとする。

(3) (略)

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項等を盛り込むものとする。

##### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、I第二-1及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護及び管理の考え方を鳥獣保護管理事業計画に記載するものとする。

(1) 希少鳥獣

都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、I第二-1に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。

(2) 狩猟鳥獣

要と認められる箇所であり、鳥獣被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要な個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) (略)

② (略)

(2) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧I A・I B類又はII類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に野生下での個体数の回復を図る必要性が高いものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。

(3) (略)

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項等を盛り込むものとする。

##### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護管理の考え方が重要であることから、I第二-1及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載するものとする。

(1) 希少鳥獣

都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、I第二-1に準じて対象種と保護管理の考え方を整理する。

(2) 狩猟鳥獣

<p>狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と<u>保護及び管理</u>の考え方を整理する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定管理鳥獣</u></p> <p>指定管理鳥獣については、必要に応じ、I 第二-1 に準じて対象種と<u>管理</u>の考え方を整理する。</p> <p>(5) <u>一般鳥獣</u></p> <p>上記(1)～(4)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二-1 に準じて対象種と<u>保護及び管理</u>の考え方を整理する。</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可しない場合の基本的考え方</p> <p>以下の場合においては、許可をしないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ <u>法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</u></p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p>	<p>狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と<u>保護管理</u>の考え方を整理する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>一般鳥獣</u></p> <p>上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二-1 に準じて対象種と<u>保護管理</u>の考え方を整理する。</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可しない場合の基本的考え方</p> <p>以下の場合においては、許可をしないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p>
---	---

<p>① (略)</p> <p>② 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p><u>ア 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護</u></p> <p><u>第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣又は希少鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。</u></p> <p><u>イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行</u></p> <p><u>鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。</u></p> <p><u>ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護</u></p> <p><u>鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合</u></p> <p>③ 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p><u>ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合</u></p> <p><u>第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる地域個体群の長期に</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>(略)</p> <p>③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</p> <p><u>個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。</u></p>
--	---

わたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ (略)

1)～5) (略)

6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

(略)

(3) (略)

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努め

④ (略)

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3)～7) (略)

8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

(略)

(3) (略)

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるも

るものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

#### (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② (略)

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのない

のとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

#### (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② (略)

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影



よう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) (略)

3 (略)

#### 4 鳥獣の保護を目的とする場合

##### (1) 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

##### ① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

##### ② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

##### ③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

##### ④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) (略)

3 (略)

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### 5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

##### ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

##### ② 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記①に加え次のとおりとする。

##### 1) 基本的考え方

##### ア 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

##### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

##### (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。

##### ①基本的考え方

##### 1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと

認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシログシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであるか、又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき計画的に捕獲すべきあり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

#### イ 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、1）アで示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、1）アで示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画特定計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息

認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシログシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

#### 2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息

状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

#### ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

#### エ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合においては、法第37条の規定による

状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

#### 3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

環境大臣の許可を得るものとする。

オ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

2) 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合

## 場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

### イ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又bに該当する場合のみ対象とするものとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

### 2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合



h 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、（ア）～（ウ）は適用しない。

#### ウ 期間

（ア） 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

（イ） 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

（ウ） 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可するものとし、併せて、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

（エ） 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

#### エ 区域

（ア） 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、そ

（イ） 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

#### 3） 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

#### 4） 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その

の対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成などにより管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

#### オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

#### 5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

### 3) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

#### ア 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

### ③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

#### 1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確

保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

#### イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

#### ウ 被害防止体制の充実

(略)

#### (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は5 (1)②-1) ウに準じるものとする。

##### 1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

##### 2) 鳥獣の種類・数

保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

#### 2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

#### 3) 被害防止体制の充実

(略)

#### 5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は3 (2) - ①3)に準じるものとする。

##### (1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

##### (2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

### 3) 期間

① 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

### 4) 区域

第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

### 5) 方法

(略)

### 6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

### (3) 期間

① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

### (4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

### (5) 方法

(略)

### 6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

#### (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

##### ① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。

##### ② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

##### ③ 期間

1年以内。

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の<u>保護及び管理</u>その他公益に資すると認められる目的</p> <p>捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の<u>追跡</u>の目的で行う捕獲等又は採取等は、<u>学術研究の捕獲許可基準</u>に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。</p>	<p>④ <u>区域</u> 申請者の職務上必要な区域。</p> <p>⑤ <u>方法</u> 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) <u>傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</u></p> <p>① <u>許可対象者</u> 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。</p> <p>② <u>鳥獣の種類・数</u> 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。</p> <p>③ <u>期間</u> 1年以内。</p> <p>④ <u>区域</u> 必要と認められる区域。</p> <p>⑤ <u>方法</u> 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の<u>保護</u>その他公益に資すると認められる目的</p> <p>捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の<u>追跡</u>を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。</p>
---	--

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(1)～(4) (略)

8 (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1・2 (略)

3 猟区

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

①～③ (略)

④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(2) (略)

4 (略)

第六 特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において単に「計

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(1)～(4) (略)

8 (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣保護事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1・2 (略)

3 猟区

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

①～③ (略)

(2) (略)

4 (略)

第六 特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護事業計画には、特定計画の作成に関する事項として以下の

画」という。)の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

## 1 計画作成の目的

計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

## 2 対象鳥獣

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

### (2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、

事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る特定計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

## 1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

## 2 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。



生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を  
図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維  
持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその  
生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとし  
る。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するもの  
とする。

### 3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

### 4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護又は管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

### 3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

### 4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

## 5 保護又は管理の目標

保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護又は管理の目標については、下記のとおりに設定するものとする。

なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。

更に、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定するものとする。

### (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環

## 5 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。

また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。

また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。

なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県において、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。

また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

## 6 保護事業又は管理事業

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業

計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断するものとする。

## 6 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。

## ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっては、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

## イ 生息環境管理

(略)

## ウ 被害防除対策

第一種特定鳥獣による被害があつて、被害防除対策を実施する場合には、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥

## (1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行うものとする。

個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体数管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合にあっては、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

## (2) 生息環境管理

(略)

## (3) 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な

獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地  
の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

## (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。  
また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。

### ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟

管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地  
の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

#### イ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

#### ウ 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

### 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、事業の実施者等を定めるものとする。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、当該都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

(2) 実施期間

実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態、地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

(3) 実施区域

実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるものとする。

(4) 事業の目標

事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績や、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し

支えないものとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

(6) 事業の実施者

事業の実施者については、実施する都道府県又は国の機関を定めるものとする。

8 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- 5 第一種特定鳥獣の保護の目標

(1) 現状

- ① 生息環境
- ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
- ③ 被害等及び被害防除状況
- ④ その他

(2) 保護の目標

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

6 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項

7 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

7 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標

(1) 現状

- ① 生息環境
- ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
- ③ 被害等及び被害防除状況
- ④ その他

(2) 保護管理の目標

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項



<p>(1) 生息環境の保護  (2) 生息環境の整備  8 その他<u>第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項</u>  被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。</p> <p><u>(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目</u></p> <p>1 計画策定の目的及び背景  2 管理すべき鳥獣の種類  3 計画の期間  4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域  5 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>(1) 現状</p> <p>① 生息環境  ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況  ③ 被害等及び被害防除状況  ④ その他</p> <p>(2) 管理の目標</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方</p> <p>6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項  (指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)</p> <p>7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>(1) 生息環境の保護  (2) 生息環境の整備</p> <p>8 その他<u>第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項</u>  被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。</p> <p>9 計画の作成及び実行手続  適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた</p>	<p>(1) 生息環境の保護  (2) 生息環境の整備  8 その他<u>特定鳥獣の保護管理のために必要な事項</u>  被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。</p> <p>8 計画の作成及び実行手続  適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた</p>
--	---

適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項（第7条の2第3項において準用する場合を含む）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む）に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定

適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法によ

されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をするものとする。

(4) (略)

(5) 計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三-2に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

なお、第二種特定鳥獣管理計画の実実施計画を策定する場合であつて、当該実施計画の対象地域において、計画の目標を達成するために指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、当該実施計画と指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

り行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

(4) (略)

(5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三-2に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

<p>1 <u>保護又は管理</u>すべき鳥獣の種類</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 <u>保護又は管理</u>すべき区域</p> <p>4 <u>保護又は管理</u>の目標</p> <p>5 <u>捕獲等又は数の調整に関する事項</u>  <u>(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項)</u></p> <p>6 生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>7 被害防除対策に関する事項</p> <p>8 その他の<u>保護又は管理</u>のために必要な事項</p> <p>(6) 実施計画に基づく<u>保護又は管理</u>の推進</p> <p>実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の<u>個体群管理</u>とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。</p> <p>(7) モニタリング</p> <p><u>第一種又は第二種特定鳥獣</u>の地域個体群の生息動向（<u>生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等</u>）、生息環境、被害等の程度等のうち、<u>計画の目標の達成状況の評価において必要な項目</u>についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、<u>第二種特定鳥獣</u>については、<u>個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）</u>については<u>確実な情報収集に努めるものとする</u>。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。</p> <p>なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとす</p>	<p>1 <u>保護管理</u>すべき鳥獣の種類</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 <u>保護管理</u>すべき区域</p> <p>4 <u>保護管理</u>の目標</p> <p>5 数の調整に関する事項</p> <p>6 生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>7 被害防除対策に関する事項</p> <p>8 その他の<u>保護管理</u>のために必要な事項</p> <p>(6) 実施計画に基づく<u>保護管理</u>の推進</p> <p>実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の<u>個体数管理</u>とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。</p> <p>(7) モニタリング</p> <p><u>特定鳥獣</u>の地域個体群の生息動向（<u>個体数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等</u>）、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。</p>
--	--

る。

国は、都道府県に対して適切な調査手法等の提案や助言を行うよう努めるものとする。

#### 10 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

#### 11 計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

#### 9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

#### 10 計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、都道府県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。国は都道府県による専門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。

#### 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込み、実施に努めるものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

##### 1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣に

#### 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込み、実施に努めるものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

##### 1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣に

については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

#### (1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2)・(3) (略)

## 2 (略)

### 3 狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

#### (1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ類、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、

については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

#### (1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2)・(3) (略)

## 2 (略)

### 3 狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

#### (1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ類、ニホンジカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、

その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

(2) (略)

(3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。

#### 4 鳥獣管理対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。

#### 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

(2) (略)

(3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

特にクマ類については、科学的な保護管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。

#### 4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

#### 第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。



## 1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

## 2 鳥獣保護管理員

### (1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣の保護及び管理に関する助言・指導並びに鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。

### (2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術並びに経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人

## 1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

## 2 鳥獣保護員

### (1) 鳥獣保護員の活動について

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。

### (2) 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものと

材から任命するものとする。特に鳥獣の保護及び管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護管理員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。

#### (3) 鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護管理員の総数は、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護管理員が、都道府県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保すること等、各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

#### (4) 鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について

鳥獣保護管理員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。

### 3 保護及び管理の担い手の育成

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

する。特に鳥獣保護管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。

#### (3) 鳥獣保護員の総数について

鳥獣保護員の総数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣保護管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護員が、都道府県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保すること等、各都道府県での鳥獣保護事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

#### (4) 鳥獣保護員の資質の維持・向上について

鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。

### 3 保護管理の担い手の育成

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、I 第四を踏まえ、鳥獣の保護及び管理の担い手及び鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

#### 4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

#### 5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

(1) (略)

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、I 第7を踏まえ、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関し専門的知見を持つ狩猟者の確保及び育成を図るため、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

#### 4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

#### 5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

(1) (略)

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

①・② (略)

(3)～(6) (略)

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。

(8)～(10) (略)

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第九 その他

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めるものとする。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載することとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

①・② (略)

(3)～(6) (略)

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

(8)～(10) (略)

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第九 その他

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めるものとする。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載することとする。

3・4・5・6 (略)

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めるとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努めるものとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

(2)～(4)

## IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

### 第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

#### 1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、当該都道府県における第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている場合であって、生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施するものと

3・4・5・6 (略)

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

鳥獣の保護管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めるとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

(2)～(4)

する。

都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を作成するものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、当該都道府県内において、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとする。

## 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

### 1 背景及び目的

### 2 対象とする指定管理鳥獣の種類

### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

### 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

### 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

#### (1) 捕獲等の方法

#### (2) 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る）

#### (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）

### 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

### 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### 第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

#### 1 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、当該都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定めるものとする。

#### 2 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定めるものとする。

#### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間を設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管

理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定めるものとする。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがる範囲を想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合には、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うものとする。

なお、従来の捕獲活動や防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や、狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担がなされるよう考慮するものとする。

## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるものとする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。

### (1) 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について、定めるものとする。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定めることとする。



また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定めるものとする。

(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の2第8項第1号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定めるものとする。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定めるものとする。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定めるものとする。

住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定めることとする。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては放置をしない旨を定めるものとする。

なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意

見を聴取するものとし、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、事業途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止するものとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努めるものとする。

### (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）

日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第38条第1項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行うこととする。

夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施する時期、区域、実施方法、実施者（夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定めるものとする。

なお、具体的な内容については、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定めるものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討するものとする。

### 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努めるものとし、その体制を定めるものとする。

### 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取りや登山・観光等で立ち入る者を含む）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定めるものとする。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定めるものとする。

### 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定めるものとする。

#### (1) 事業において遵守しなければならない事項

事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定めるものとする。例えば、連絡用無線機やドッグマーカ等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

## (2) 事業において配慮すべき事項

事業において配慮すべき事項があれば定めるものとする。例えば、  
猟犬を使用する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすこと  
のないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるよう  
に訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。また、指定管理鳥  
獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山中で回収できなかった捕  
獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを  
防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲個体の放置  
をしない場合においても、可能な限り非鉛製銃弾を使用するよう努め  
るものとする。

## (3) 地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定めるものとする。指定管理鳥  
獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠で  
あることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会  
とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕  
獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう  
努めるものとする。

## 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手  
順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行するものとする。

### 1 関係地方公共団体との協議

法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係  
地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の  
達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲  
等事業実施計画対象区域に係る市町村と協議するものとする。また、  
指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分  
布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置するか、隣接す

る都道府県等と協議するものとする。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議するものとする。

## 2 利害関係人の意見の聴取

法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の事情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該国の機関に意見聴取を行うものとする。

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の2第4項において準用する第4条第5項の規定に基づき環境大臣に報告する。

## 4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように十分配慮するものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変

更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の2第4項において準用する第7項第6項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、法第14条の2第3項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

#### 5 国の機関が実施する場合の手続き

法第14条の2第5項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟をする場合はその方法を含む）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

#### 第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

委託に当たっては、以下の考え方で行うものとする。

#### 1 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとする。

特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることに鑑みれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点からも積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努めるものとする。

## 2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意するものとする。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努めるものとし、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定めるものとする。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定めるものとする。

## 3 従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の2第9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付することとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させるものとする。

## 第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

### 1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成



指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

(1) 夜間銃猟の実施日時

夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定めるものとする。

(2) 夜間銃猟の実施区域

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定めるものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

(3) 夜間銃猟の実施方法

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について、定めるものとする。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的に明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定めるものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努めるものとする。

(4) 夜間銃猟をする者

夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名、狩猟免許番号・銃所持許可証番号とそれぞれの交付年月日を記載した名簿を提出するものとする。

(5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

夜間銃猟をする際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定めるものとする。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定めるものとする。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとする。

なお、夜間銃猟をする地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得るものとする。

## 2 夜間銃猟の実施手続き

夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出するものとする。

都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟を行うこと。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行うものとする。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲作業従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認するものとする。

なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確

認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取するなど、十分な調整を行うものとする。

#### 第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。

また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の事業成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するものとする。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努めるものとする。

